

平成28年11月定例会 県土整備委員会（事前）
平成28年11月21日（月）
〔委員会の概要 県土整備部関係〕

島田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時45分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第8号 徳島県都市公園条例の一部改正について
- 議案第9号 徳島県住環境未来創造基金条例の制定について
- 議案第10号 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の制定について
- 議案第11号 徳島県港湾施設管理条例の一部改正について
- 報告第1号 訴えの提起に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 都市計画道路阿南鳴門線・川内線の変更について（資料②）
- 「第3次徳島県住生活基本計画」の策定について（資料③）
- 鳥取県中部地震に関する県土整備部の支援について

原県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

提出予定案件は、平成28年度11月補正予算として、歳入歳出予算、また、その他の議案等といたしまして、条例案及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で、11億3,763万円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載しており、649億333万2,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

次に、2ページをお開きください。特別会計につきましては、今回、補正はございません。

続いて、3ページを御覧ください。課別の主要事項説明でございます。

住宅課におきまして、県営住宅の集約化により廃止された団地の跡地の売却益を活用し、未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定の確保及び向上を促進するため、新たに住環境未来創造基金を創設し、この積立てに要する経費として、11億3,763万円の補正をお願いしております。

次に、4ページをお開きください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず、（1）条例案でございます。

ア、徳島県都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、道路交通法の一部が改正され、自動車の種類として、新たに準中型自動車が増えられたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

イ、徳島県住環境未来創造基金条例案につきましては、先ほどの補正予算でも御説明いたしましたが、未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定の確保及び向上を促進するため、新たに住環境未来創造基金を創設するものでございます。

5ページを御覧ください。

このページから次のページにかけては、ウ、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例案でございます。深刻な洪水及び渇水から、県民の生命、身体、財産を保護するため、治水及び利水をはじめとする流域における水管理について、基本理念を定め、県民等の役割や県の責務を明らかにするとともに、その基本となる施策を定めることにより、水災害に強い社会の構築を図り、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与する条例を制定するものでございます。

7ページを御覧ください。

エ、徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案につきましては、道路交通法の一部が改正されたことに伴う、所要の整備等を行うものでございます。

8ページをお開きください。

このページから9ページにかけては、（2）専決処分の報告についてでございます。

まず、8ページは、訴えの提起に係る専決処分の報告について記載しております。

県営住宅の家屋等の明渡し及び家賃、損害金の支払請求に係る訴えの提起に関し専決処分を行ったものでございます。

9ページを御覧ください。

道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。美馬市地内の国道492号などで発生しました道路事故8件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、3点、御報告させていただきます。

1点目は、都市計画道路阿南鳴門線・川内線の変更についてでございます。

お手元の資料（その1）を御覧ください。

徳島東部都市計画道路阿南鳴門線及び川内線につきましては、平成6年の都市計画決定後、四国横断自動車道として整備されており、平成27年3月に徳島インターチェンジ鳴門ジャンクション間が供用を開始しています。

一方、徳島東インターチェンジ徳島ジャンクション間につきましては、平成31年度の供用に向け、整備を進めているところです。

この度の都市計画の変更は、徳島東インターチェンジ徳島ジャンクション間につきましては、徳島ジャンクションの形状変更に伴う区域の変更、料金所の位置が確定したことによる区域の追加。また、開通済み区間の徳島インターチェンジ鳴門ジャンクション間につきましては、松茂スマートインターチェンジの設置、及び鳴門ジャンクションの形状変更に合わせて区域の追加を行うものであります。

今後のスケジュールといたしましては、12月に、素案の説明会と公告縦覧、来年1月に入って公聴会を開催、3月下旬には、都市計画審議会を開催し、4月下旬までには、都市計画決定の手続きを終えたいと考えております。

2点目は、第3次徳島県住生活基本計画の策定についてでございます。

お手元の資料（その2）を御覧ください。

徳島県住生活基本計画は、住生活の安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、現計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間として策定されております。

一方、国の全国計画が、本年3月に改定され、少子高齢化・人口減少社会を正面から受け止めた新たな方向性として、若年子育て世帯や高齢者が、安心して暮らすことができる住生活の実現、住宅ストック活用型市場への転換の加速などが、示されたところであります。

これを受け、本県におきましても、こうした全国計画の方向性を踏まえた上で、本県特有の地域性を加味し、現計画を見直すこととしたところであります。

見直しに当たりましては、住みたい、住み続けたいと実感できる、徳島の住まい、住環境の未来を創造するとの理念のもと、南海トラフ巨大地震などへの対策としての災害に強い住環境の構築、地方創生の推進、安心して暮らせる住生活の実現など、5本の重視すべき視点に基づき、施策を取りまとめ平成37年度までの10年間を計画期間とする第3次徳島県住生活基本計画を策定するものであります。

今後のスケジュールにつきましては、県議会での御論議を始め、12月下旬に開催するアドバイザー会議での御審議、来年1月下旬のパブリックコメントによる御意見などを踏まえ、3月下旬の策定に向け、しっかりと取り組んでまいります。

3点目は、10月21日に発生しました鳥取県中部地震に関する県土整備部の支援についてでございます。

資料の配付はいたしておりませんが、後ほど、危機管理部から総括的な説明をすることとなっておりますので、それに先立ち、県土整備部に関する支援について御報告をさせていただきます。

県土整備部におきましては、被災された住民の皆様が早急に避難生活を解消し、安全で安心な生活ができるよう、鳥取県との相互応援協定に基づき、地震発生翌日の10月22日か

ら30日まで、徳島県緊急災害対策派遣チーム・TECー徳島として、宅地の被害の状況を調査し、危険度の判定を行う被災宅地危険度判定士と建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定を行う被災建築物応急危険度判定士、合計25名の職員を、湯梨浜町と北栄町に派遣し、宅地 548 か所、建築物 412 棟の危険度判定を実施いたしました。

今後とも、県外で発生した地震等の災害に対する広域的な支援はもとより、南海トラフ巨大地震をはじめとする県内での大規模災害にもしっかりと対応できる体制づくりに努めてまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

島田委員長

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

今、御説明いただきました議案また条例案なんですけれども、教えていただけたらと思います。

一つは、住環境未来創造基金条例に関することなんですけれども、積立金ですね。11億円余りの積立金が予算で出ているんですけれども、この基金そのものの上限というのは、何か決めたものがあるのでしょうか。

黄田住宅課長

ただいま、基金の関係の御質問でございますけど、今回の基金につきましては、いろいろな住宅を取り巻きます課題がございますして、南海トラフ巨大地震による甚大な被害に向けた対策でありますとか、その他の課題の解決に向けまして、現在、住宅政策の羅針盤となります第3次の住生活基本計画、こちらを年度内に策定することといたしております。その施策を展開するに当たりましては、財源が必要ということで今回、基金をお願いしているところでございます。

一方、基金の設置に当たりましては、県営住宅を集約化いたしまして、その跡地につきまして、今年7月に入札をいたしまして、約11億円で落札されたということで、その売却益を今回積み立てさせていただくものでございまして、特に基金の上限というのは設定しているものではございません。

達田委員

そうしますと、売却益なんですけども、この11億円余りのお金というのがもう全てということなんでしょうか。後々まだあるということですか。

黄田住宅課長

今回、集約化いたしました、徳島市内にございます11の県営住宅跡地のうち、5団地の

6地区につきまして、売却をさせていただきました。残りの団地につきましては、いろいろ売却に当たりまして、境界確定でありますとか、手続が必要なところがございます。その手続が終了したものから順次入札を実施していきたいと考えているところでございます。

達田委員

ということは、その後々売却できました分も基金に積み立ていくという理解でよろしいんでしょうか。

黄田住宅課長

一応、これから入札にかけていくことになりますので、落札された段階で検討していきたいと思っておりますけど、できるだけ基金の方に積めるような形で検討してまいりたいと考えております。

達田委員

こうした基金を積み立てて、いろいろ施策をなさるといことなんですけども、住宅を取り巻く課題解決への取組ということで、もういっぱい課題があるということがこれまでも議論されてきました。特に説明を受けました災害に強い住環境の構築であるとか、空き家対策、それから安心して暮らせる住生活の実現というようなことで説明を受けたんですけども、特にこれまで予算を付けてきて、耐震化や空き家対策をやってきましたよね。

この基金でというのは、プラスアルファになるものなのか、それとも今までやってきた枠内のものを、この基金ができたのでその分で賄うということなのか、そこをちょっと教えておいていただきたいんですけども。

黄田住宅課長

今回の基金につきましては、現在策定しております住生活基本計画、こちらの中で今後の住宅施策の方向性と具体的な施策につきまして、盛り込む形で検討をしていく予定にしております。

これまで、住宅の耐震化でありますとか、空き家対策等の施策にも取り組んできたところでございまして、ただ、なかなかまだ進んでないというところもございまして。それらを加速させるような形で、この基金が活用できないかと。具体的には、今後、住生活基本計画を策定する中で検討をしてまいりたいと考えております。

達田委員

ハード事業はとて、これに頼ってできないとは思いますが、いろいろ工夫をして、この施策を進めていくためのいろんな取組をやっていくことができるんじゃないかと思うんですけども、例えば、木造住宅の耐震化推進につきましては、何かこういうことで工夫しようという計画がおありでしょうか。

黄田住宅課長

今回、基金を活用していろいろな事業を展開してまいりたいと考えておりますが、これにつきまして、今年の1月に住宅供給公社の方に設置をいたしました住宅対策総合支援センター、こちらを中心としていろいろな施策を展開してまいりたいと考えているところでございます。

その中の住宅の耐震化の促進に向けましては、例えば、まだ具体的な内容につきましては、これからでございますけど、戸別訪問でありますとか、診断結果に応じたアドバイスみたいなのが可能となるような、いわゆる耐震化が促進できるような施策について検討をしてみたいと考えております。

達田委員

住まいの耐震化につきましては、もう今までの取組ではこれで大丈夫なのかなという思いがあるわけですがけれども、本当に強力に取り組んでいくという、そういうことを工夫していかないといけないんだなということを、私も昨日、学習会に参加させていただいて、ますますそういう思いが強まったんですけどもね。是非こういう取組を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それともう一点、安心して暮らせる住生活の実現ということでございますと、県営住宅、あちこちたくさんございますよね。この県営住宅でお聞きいたしますのは、若いときに入ったんだけど、今、高齢になられて、2階、3階、4階と高いところに住んでいます、これなかなか階段の上り下りも、お膝も痛くなり大変です。そういうお声をよくお聞きするんですけども、県営住宅の階層の高いものについては、エレベーターを付けていこうとか、住環境がよくなるような工夫をする、そういう計画はあるんでしょうか。

黄田住宅課長

今回、この基金を活用して実施を考えております安心して暮らせる住生活の実現の中では、県営住宅の長寿命化の推進というのも項目の一つとして入れているところでございます。

県営住宅につきましては、できるだけ既存ストックを有効活用するというところで、維持修繕等を行いまして長寿命化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

その中で、エレベーターの設置等につきましても、全体の計画の中で検討してまいりたいと考えております。

達田委員

今、ちなみに、エレベーターが付いている団地は、どれだけあるんでしょうか。

島田委員長

小休いたします。（11時03分）

島田委員長

再開します。（11時03分）

黄田住宅課長

県営住宅につきましては、現在36団地、193棟ございます。その中で、いわゆる6階以上の高層の住棟が14棟、3階から5階の中層が174棟、1、2階の低層が5棟ございます。その中で、エレベーターにつきましては、高層、いわゆる6階以上の住棟14棟については全て設置をされているところでございます。中層が174棟ございますけど、その中では、17棟に設置されているところでございます。

達田委員

比較的新しいものについては付いているということなんですけれども、30代の子育て時分のときに入られた方々が、子供ももう独立してしまって、御夫婦だけとか、あるいはもう一人暮らしになってしまったとかね。そういうことで、階段の上るときは、何とかはい上がるようにして上っているだけでも、下りるときは大変なんだというようなお話もね。私よりも住宅課の方がもっともっとたくさん御要望をお聞きになっているんじゃないかと思うんですね。

そういうところをやっぱり改善して、本当に住みやすい、よかったと思えるようなそういう対策、計画に、是非これを使っていただけたらなと。建てるのはこのお金ではできませんけども、そういう調査とか、また計画に生かしていただけたらと思いますので、是非お願いいたします。

それともう一点、この県営住宅で言いますと、さきに竜王団地の水道の水が、漏出しているというようなこともお聞きしたんですけども、県営住宅の水道管ですね、もう老朽化して、更新しなければいけないところも、たくさんあるんじゃないでしょうか。

黄田住宅課長

県営住宅につきましては、それぞれ建設された年も異なっております。先ほど申しましたような長寿命化計画を現在策定しておりますので、その計画に基づいて、適切に維持修繕ができるような形で対応しているところでございまして、今後も引き続き、対応してまいります。

達田委員

この間の竜王団地の水道の件につきましては、結局、何だったんでしょうか。

黄田住宅課長

先日、御質問いただきました竜王団地の水道の関係でございますけど、まだ現在、詳細な調査をしているところでございまして、まだその原因特定には現在のところ至っていない状況でございます。

達田委員

県営住宅、長寿命化の推進ということで掲げられておりますので、建物そのもの、見えるところはもちろんですけども、見えないところもしなければいけないのではないのかと思うんですけども、是非調査をしっかりとさせていただいて、上も下も安心というような状況を作っていたらと思いますので、是非よろしくお願ひいたします。

それともう一点ですけども、条例関係で言いますと、治水及び利水等流域における水管理条例ですね。この条例の趣旨を見ますと、非常に大事なことなんですよね。今まで本当に、いろんな河川で水に悩まされてきたということが非常に多いことから、これからはますます、いろんな天災で悩まされるんじゃないかと思ひます。洪水、濁水を繰り返しておりますし、こういう条例が必要だということで作られていると思うんですけども、具体的にこの条例に基づいて対策を行っていくという基本計画なり、実施計画なりというのは、どういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

久米河川整備課長

河川の条例に関する御質問でございますが、先ほど、部長からも説明がありましたように、近年の気候変動等によりまして、深刻な洪水あるいは濁水の発生が懸念されていること。それから巨大地震等の発生も危惧され、あらゆる災害に対して県民の命や財産を守っていくという必要があるということをお認ひしております。

こうしたことから、流域全体の水管理、こういう広い視点に立ちまして、強靱な県土づくりや、浸水被害の防止を最優先に推進する水管理、また水にかかわる過去からの労苦の歴史や文化、あるいは水循環の重要性、こういったことに関して、県民の御理解と関心を深め、未来に引き継ぐ水教育を推進するというようなことを目的として、条例を制定しようとしているところでございます。

それで、御質問にございましたこういった条例に位置づける施策の推進ということになるんですけども、この条例におきまして、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進することを目的といたしまして、流域水管理計画を策定するという規定を入れているところでございます。

この計画につきましては、水管理のマスタープランということで考えておきまして、県全体の河川のあるべき姿、これを描きまして、更にもその上で各流域の課題等、個別の状況を踏まえまして、流域ごとの計画を策定してまいりたいと考えております。

達田委員

そしたら、利水について、ちょっと具体的にお聞きしたいんですけども、利水で県が実施すべきダムの貯留機能の維持及び向上等の利水に係る対策について定めることとしたということで、（3）で、「規則で定めるダムの貯水率に応じて県が講ずべき対策並びに水利使用者及び県民がとるべき行動を明らかにした計画を策定するものとする」ということが書かれているんですけども、まずこの（3）の計画を策定というんですけども、これ、いつごろ策定されるのか。

それともう一点は、（1）ですけども、「ダムの貯留機能の維持及び向上」とあるんですが、今、那賀川で言いますと、長安口ダムなどが、非常に堆砂がひどくて、もともと

の貯留機能というのが維持できていないと思うんですけども、向上及び維持といいますと、どう具体的にお考えなんでしょうか。

飯田水資源・流域振興室長

ただいま御質問がございました具体的な計画につきましては、今後、ダム状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

また、ダムの貯留機能の維持・向上につきまして、既存の県の管理ダムでは、農業、工業、発電、こういった用に供するための用水が貯留されているところでございまして、その半数につきましては、建設後かなりの年数が経過しているということで、先ほどお話もありましたように、ダムによりましては貯水池への土砂流入、こういった状況が進んでいるというところもございます。

こういった状況を踏まえまして、施設の維持管理あるいは更新、こういったものを戦略的に行って、ダムの治水機能を確保すると。それで川づくりの土台となる治水、これをしっかり固めた上で利水として、現在の貯留機能の維持・向上、これを図っていくということで、今回、こういった規定を条例の中で設けていく予定でございます。

達田委員

念のためといいますか、確認をさせていただきたいんですけども、ここで述べられている県が実施すべきダムの貯留機能とか書かれておるんですが、このダムというのは、どこでしょうか。

飯田水資源・流域振興室長

県が管理するダムといたしましては、県土整備部が管理する宮川内ダム、それから正木ダム、福井ダム、それから農林水産部が管理いたします夏子ダム、更に企業局が管理している川口ダム、追立ダム、これの6ダムでございます。

達田委員

国管理になっております長安口ダムですね、これに対しては、底にいっぱい砂がたまっているということが、ずっと昔から言われてきたんですけども、これはどういうふうにして要望していかれるんでしょうか。

飯田水資源・流域振興室長

今回の条例につきましては、県の管理ダム、これが対象になるということでございますが、この条例の中で県以外の管理者への要請ということで、規定を設けることとしております。こういった規定に基づきまして、県以外の管理者、特に先ほどお話をありました長安口ダムにつきましては、国の方にも県の取り組む対策と同様に取組をしっかりと行っていただくよう、適切に働き掛けてまいりたいと考えております。

達田委員

これで県が実施すると書かれているので、県のということになるかと思うんですけども、やっぱりこの大きなダムを、これまで問題になってきたところを抜かして考えるわけにはいきませんので、是非、この堆砂対策というのをきちんとできるように要望して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう一点、災害対応ですね。毎年のように洪水で大変な目に遭っているところがたくさんあると思うんですけども、この中で、「市町村に対する情報の提供、技術的な助言、連携体制の構築その他の必要な支援」ということが書かれているんですけども、私はこれまでせめて水がどこまで来たかわかるような河川監視カメラを県が付けるべきじゃありませんかということでお尋ねしてきたんですけども、この情報の提供というのは、この中に河川監視カメラも入っているのでしょうか。それとも入っていないのでしょうか。

久米河川整備課長

今、御質問のございましたライブカメラ、これも非常に有効な情報の手段であろうかなと思います。県におきましては、従来水位計を設置して、その情報をホームページで提供したり、あるいは、すだちくんメールという形で河川の水位をメールでお送りしたりということに取り組んでいるところでございます。

市町村との情報の連携ということでございますが、どういうやり方が今後ふさわしいのか。そういったことも検討しながら考えてまいりたいと考えております。

達田委員

県民の方からも、やっぱりいろんな河川で浸水で困っているんだということで、やっぱり監視カメラを付けてもらいたいというような要望も、あちこちの河川で出ていると思うんですよね。

以前にも指摘をさせていただきましたけれども、四国を見ましても徳島県以外ところは県が何箇所も河川監視カメラを付けているという状況の中で、徳島県だけがやっと木頭に1か所つけたというような状況なんですよね。短い河川ならともかく、吉野川、那賀川のような大きな河川になりますと、もう幾つもの自治体を流れているわけですから、それがもう共通して情報が手に入らないと、本当に安心・安全な情報提供と言えるのかとなってくるわけですけども、是非、いろんな要望に応じて、県が率先して河川カメラをつけて、そして、家庭でいろんな方法で見られる方法があると思うんです。全国屈指のケーブルテレビも普及しているんだというようなこと言われていますので、そういうのを利用して、是非見えるようにしていただきたいと思いますけれども、全然、計画にも上っていないということなんでしょうか。

久米河川整備課長

先ほども申し上げましたように、県におきましては河川の水位計によります水位情報をホームページあるいは、電子メールでお知らせしているところでございます。

今後、こういった形で情報を提供するのがいいのか、そういったことを含めまして、幅

広く検討してまいりたいと考えております。

達田委員

これからも集中豪雨が起きないという保障は全くありません。毎年毎年大きな雨が来て、そのたびに本当に怖い思いをしなければいけないという住民の皆さんの思いから見ましたら、やっぱりありとあらゆる手段で情報が正しく伝わるような、最新式のものがあるのに、水位計に頼っている。これ大事なものなんですけれども、やっぱりいろんなものがありながら、県がなかなかそれをしないと。ほかの県が全然してないというんだったらわかりますけれども、もうほかの県ではほとんどやっている。四国でもあとの3県は皆さん、もう付けておられるというようなことなのに、徳島県だけがなぜか、これに取り組もうとしないというのは、何か本当に、この情報提供というので真剣に考えているのかなと思わざるを得ませんので、是非真剣にお考えいただけたらと思いますのでお願いをして終わりたいと思います。

岩佐委員

1点だけ質問したいと思うんですけども。今回の住環境の未来基金を使ってのことなんですけれども、今、達田委員の方から耐震化であったりとか、県営住宅の長寿命化ということもあったんですけども、その中に一つ、空き家対策というふうなりノベーションということもあると思うんですけども、この基金を使って、そういう空き家対策というのは、どのように取り組んでいくのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

黄田住宅課長

空き家対策の関係でございますけど、喫緊の課題であります空き家対策につきましては、今年の1月に住宅供給公社内に「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターを設置いたしまして、いわゆるワンストップの相談窓口を整備したところでございます。

また、空き家が利活用可能かどうか、その判定を行います空き家判定制度を創設いたしまして、これまで除却でありますとか、利活用に向けての、いわゆる判定の活動も行ってきたところでございます。

現在、リフォームでありますとか、除却等につきまして、今年度から新たに支援制度も創設をいたしまして対応しているところでございますけど、それを今後も引き続き実施するとともに、今回の基金を有効に活用いたしまして、市町村でありますとか、建築士会、宅建協会などの関係機関とも連携をいたしまして、利活用それから危険な空き家につきましては除却、この両面から空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

岩佐委員

今回、基金を使って有効利用ということを進めていくわけなんですけども、今ある空き家に対して、その持ち主であったりとか、またそれを借りたいという、その結びつけというのは、「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター等々が行うということなんですけども、この基金を使って、その家が使えるかどうかの判定をされると。

家主さんが、例えば、それをリノベーション、きれいにして誰かに貸し出すよと。あと逆に、今あるものに対して、それを買って、新しく住む人がそこをきれいにしていく、その貸し手と借り手のどちらに対しての支援になるのかと、そこらを聞きたいと思います。

黄田住宅課長

空き家の利活用に関しましての支援でございますけど、その利活用に向けましてのリフォームを行う場合の支援につきましては、現在のところは今年度からではございますけど、所有者の方が実施する場合と、実際に移住した人がその空き家を取得いたしまして改修する場合と、この二つにつきまして、支援制度を設けているところでございます。

それから、例えば、実際に所有されている方とその空き家を取得したい移住者の方でありますとか、取得を希望する方、その方をつなげるために、空き家コーディネーターというものを、今年度養成を行うことにしております、そのコーディネーターが中に入りまして、所有者と移住者等の空き家を希望する方をつないでいって、空き家の利活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

岩佐委員

今、その所有者、利用者、両面にわたってのリフォーム等の支援ということがあるんですけども、それに対しての、例えば、1件当たりの限度額であったりとか、その全体の予算の枠というのがあるんでしょうか。

黄田住宅課長

空き家の利活用に向けての支援でございますけど、現在のところ、所有者の方が水回りなどの改修を行う場合につきましては、県と市町村を合わせまして上限が40万円の支援制度を設けているところでございます。

また、移住者の方が実際に改修、更に省エネ等の改修等を行う場合につきましては、上限が80万円の支援制度を設けているところでございます。

岩佐委員

今言われた40万円であったり、また利用者の方が80万円という中で、活用していくということなんですけども、あとコーディネーターという、その結びつける人というところもあるんですけども、今、私の周りにも実際に移住してきた方がたくさんいるんですけど、なかなか空き家のところに結びつかないというような事例もあります。それは、市町村とかの取組の温度差等もあるのかもしれないんですけども、私も住宅対策総合支援センターがやっている空き家相談室というホームページがあって、例えば空き家情報を提供しているということもあるんですけども、なかなかそこに載っている空き家情報というのもまだまだ少ないようにも思います。

また、そこからいろんなリンクがあって、民間のところ飛んだりであったりとか、その他の移住情報サイトみたいなのところにも飛んでいたりとか、ちょっとそこらの情報が統一できてないような感じがします。これから移住をしてこようかと考えたときに、窓口

がワンストップ，一本化するというのが必要なことじゃないかなとも思うんですけど，そのようなことに対して，例えばこの基金を使って改善していくというようなことは考えられているのでしょうか。

黄田住宅課長

移住者の方への支援の関係でございますけど，現在，移住者の方の相談窓口というのは，県外とか県内にもございます。住宅の関係につきましては，先ほど御説明いたしました，この住宅対策総合支援センター，こちらでワンストップで相談の受け付けをしているところでございまして，これまで11月18日時点でございますけど，119件の相談を受けているところでございます。その中には，利活用でありますとか，所有者の方が管理とかリフォーム等のいろんな相談が寄せられているところでございます。

今後，移住者の方が住宅等を探したいという場合に，情報が提供できるような形で，移住者用の相談窓口の方とも連携をした形で対応してまいりたいと考えております。

岩佐委員

事前委員会なんで，ここらでおきたいと思います。この基金というのが，本当に有効利用して，移住であったり，空き家対策というのに十分力が発揮できるようにお願い申し上げまして終わりたいと思います。

島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（11時28分）